

羽田空港跡地第1ゾーンにおける都市計画変更(大田区決定)について (東京都市計画土地区画整理事業羽田空港跡地地区土地区画整理事業)		説明資料
1 趣旨及び経緯	<p>羽田空港に隣接する立地を生かし航空ネットワークの活用による医療等先端事業と中小企業とのビジネスマッチング、クールジャパン情報発信等の官民連携施設を整備することを目的に、羽田空港跡地地区は東京都市計画土地区画整理事業により必要な都市基盤施設を整備するために平成28年2月に都市計画決定された。地区内の羽田空港公園は「羽田空港跡地第1ゾーン整備方針(平成27年7月)」において跡地全体の「憩い」と「にぎわい」づくりの中核的な役割を担い、災害時には避難場所としての機能を有する拠点として、面積2.0haの都市計画公園として、東京都市計画土地区画整理事業と同時に平成28年2月に都市計画決定された。</p> <p>「羽田空港跡地まちづくり推進計画(平成22年10月策定)」における多目的広場は、公園北側の土地における文化・産業施設を含みながら多目的な利用に供する場と位置付けられていた。しかし、第一期事業(HICity)で土地を合理的に利用した施設整備がなされた結果、この公園北側の土地に文化・産業施設を整備せずとも多目的広場の活用に係るものを除く事業目的は満たされた。</p> <p>「大田区都市計画マスタープラン(令和4年3月策定)」及び「大田区空港臨海部グランドビジョン2040(令和4年3月策定)」においては、本公園及びその周辺地域を対象として、にぎわい創出のための機能強化及び地域の防災性向上並びに大規模災害や感染症発生時にも活用できるオープンスペース(公園)整備など防災拠点機能強化を行うとしている。</p> <p>これらの計画等を踏まえ、羽田空港公園の面積2.0haに隣接する北側空間を拡張して羽田空港跡地地区におけるにぎわい創出機能の強化を図るとともに、みどりのネットワークにおける拠点公園として周辺施設や他公園と連携し、公園や緑地などの活用によるにぎわいの創出をより効果的・効率的なものとするため、かつ、跡地や地域の防災機能を強化するため、宅地整備の方針としていた羽田空港公園の北側に隣接する約1.3haの区域を羽田空港公園として拡張する都市計画変更を行うものである。</p>	<p>○都市計画変更案の東京都知事同意協議 令和4年8月17日付け4都市整区第372号</p>
2 位置	<p>本計画地は、大田区南東部の羽田空港内に位置している。北東側は都市計画道路環状8号線、西側は海老取川、南側は多摩川に囲ま</p>	<p>○用途地域等について</p>

<p>3 都市計画の内容</p>	<p>れた、いわゆる羽田空港跡地第1ゾーンである。 本計画地周辺の土地利用状況については、北東側は空港滑走路、西側の海老取川対岸は戸建て住宅が立地した既成市街地となっている。 土地区画整理事業の公共施設の配置における羽田空港公園の変更</p>	<p>準工業地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域</p>
<p>4 説明会の概要</p>	<p>令和4年8月3日（水）に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催を中止した。中止に伴い、都市計画変更素案について、説明動画や概要資料を区ホームページにて公開し、広く周知を図った。</p>	
<p>5 公告・縦覧</p>	<p>日時：令和4年9月15日（木）～令和4年9月29日（木） 場所：大田区空港まちづくり本部空港まちづくり課 意見書：0件</p>	